

国内クレジット認証委員会御中

審査結果概要書

平成 24 年 6 月 29 日

審査機関名 一般社団法人 日本能率協会

1. 排出削減事業の概要

排出削減事業名	DOWA IP クリエイション本社工場における 工業炉の更新による CO2 削減事業
排出削減事業者名	DOWA IP クリエイション株式会社
排出削減共同実施 事業者名	一般社団法人 低炭素投資促進機構
事業実施場所	DOWA IP クリエイション株式会社 本社工場 岡山県岡山市南区築港栄町 7 番地
事業の概要	本事業は、DOWA IP クリエイション株式会社 本社工場内における C 重油工業炉を高効率な都市ガス工業炉に更新することにより、エネルギー使用量を低減するとともに燃料転換による二酸化炭素削減を図る。
排出削減量の計画	2011 年度： 551 tCO2/年 2012 年度： 2,211 tCO2/年 (事業実施期間合計 2,762 tCO2)
国内クレジット 認証期間	開始日 2012 年 1 月 1 日 終了予定日 2013 年 3 月 31 日
排出削減方法論	方法論番号 003 工業炉の更新

2. 審査結果

本事業は、排出削減事業の要件に適合している。

3. 実施した審査手続の概要

審査手続により、以下の排出削減事業の認証の要件の妥当性を確認している。

要件	審査手続
日本国内で実施されること	<p>事業の実施サイト視察、既存設備設置場所の確認、新設設備の設置場所の確認等を通じ、当排出削減事業の場所が日本国内であることを確認した。</p> <p>事業実施サイトの場所：岡山県岡山市南区築港栄町7番地 事業実施サイトの視察日付：2012年6月15日</p>
追加性を有すること	<p>1) 法的義務がないこと 本事業は、法的義務等の遵守のために計画されたものではなく、CO₂ 排出量の削減を目的として実施されたことを、削減事業実施者への質問等により確認している。</p> <p>2) 設備が継続利用可能であること 本事業が実施できない場合には、既存の設備が継続的に使用できることを質問、関係資料の閲覧、及び事業実施場所への訪問により確認した。</p> <p>3) 投資回収年数 排出削減事業者の投資回収年数については、入手した根拠資料等により検算した結果、投資回収が困難であることを確認した。投資回収年数計算の根拠データに基づき、関連証憑と突合することにより正確性を確認している。 また、投資回収年数については、補助金を除いた純投資額をもとに算出している。</p> <p>4) 追加性判断における定性要因 事業者は、CO₂ 削減、環境負荷低減を図るため、C重油を燃料とした工業炉から都市ガスを燃料とした工業炉への更新を検討していた。また、C重油の価格変動が大きいことから、比較的価格が安定している都市ガスに転換することにより燃料コストのリスク低減につながると考えていた。さらに、都市ガスに燃料を変更することで、工業炉の操業の安定化が図られ、製品の品質向上につながることが想定された。これらの理由より、都市ガスを燃料とした工業炉への更新が必要との判断と、国内クレジットへの参加によるクレジット売却益を見込み、国内クレジットの適用による本プロジェク</p>

	<p>トの実施に至ったことを質問等により確認した。</p> <p>また、事業者は、岡山県条例（岡山県環境への負荷の低減に関する条例第102条第1項の規定）により、温室効果ガス削減に関する計画と実績を県に提出しており、県内の企業が積極的な排出量削減に取り組んでいることも、工業炉の燃料転換の後押しとなったことを質問等により確認した。</p>
自主行動計画に参加していない者により行われること	<p>排出削減事業者は、自主行動計画に参加していないことを、事業者への質問等により確認した。</p>
排出削減方法論に基づいて実施されること	<p>1) 本排出削減事業は、承認排出削減方法論 003 に基づき排出削減量を計算しており、また、其々の方法論の適用条件を満たしていることを個別に確認している。</p> <p>●方法論 003 工業炉の更新</p> <p>適用条件 1 については、高効率の工業炉に更新されたことを、現地視察、根拠資料の閲覧により確認した。</p> <p>適用条件 2 については、根拠資料の閲覧、ヒアリングにより、既存バーナーを使用した工業炉が継続して利用可能であったことを確認した。</p> <p>適用条件 3 については、排出削減事業実施前及び実施後のエネルギー使用量に最も影響を与える活動量である生産量が計測できることを根拠資料の閲覧により確認した。</p> <p>2) その他、バウンダリーの設定、ベースラインの設定、リーケージの特定、排出削減量、モニタリングの方法が適切であることについて、それぞれヒアリングと根拠資料により確認した。ベースラインエネルギー使用量は、都市ガス転換前の過去1年間のC重油使用量実績を都市ガス使用量に換算することにより、求められている。</p> <p>3) ベースライン排出量の算定に係る既存設備の最大利用期間について、設備の導入時期からの期間が法定耐用年数の2倍を超えているが、常に点検整備が行われていること、設備の更新タイミングまで操業していたことより、問題ないと判断した。</p> <p>4) 本事業で使用する工業炉の補機に係るリーケージ排出量については、本排出削減事業の排出削減量の5%に満たないことを、関係者へのヒアリング及び現地視察により確認した。</p>

上記の詳細については、別紙「排出削減事業の要件についての確認事項一覧」を参照す

ること。

4. 特記事項

特になし

以上